

議案第 77 号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 23 年 12 月 16 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年三田町条例第35号）の一部を次のように改正する。

付則第26項を次のように改める。

(55歳を超える職員に対する給料月額等の減額措置)

26 当分の間、職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項、付則第28項及び第29項において「最低号給に達しない場合」という。）にあつては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項及び付則第28項において「給料月額減額基礎額」という。））

(2) 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額）

(3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第21条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で職務の段階等に応じて規則で定める割合

を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る別表第3に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(同条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で職務の段階等に応じて規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る別表第3に定める割合を乗じて得た額)

(4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第22条第4項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で職務の段階等に応じて規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。付則第29項において「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第22条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(同条第4項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。付則第29項において「勤勉手当減額基礎額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第22条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額)

(5) 第25条第1項から第4項まで又は第6項の規定により支給される給与
当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第25条第1項 前各号に定める額

イ 第25条第2項又は第3項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第25条第4項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第25条第6項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額

給料表	職務の級
行政職給料表	6級（薬剤長心得、技師長心得、科長心得、技士長心得、副薬剤長、副技師長、副科長及び副技士長を除く。）
医療職給料表(2)	4級（看護副課長を除く。）

付則に次の3項を加える。

27 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

28 付則第26項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第14条から第17条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第18条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た数から市長が定める数を控除したもので除した額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た数から市長が定める数を控除したもので除した額）に相当する額を減じた額とする。

29 付則第26項の規定が適用される間、第22条第2項第1号アに定める額は、同号アの規定にかかわらず、同号アの規定により算出した額から、同号アに掲げる職員で付則第26項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.0125を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の67.5を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

別表第1（その1）を次のように改める。

別表第1（その1）（第3条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		再任 用職 員以 外の 職員	1	131,100	186,700	201,000	217,600	234,800
	2	132,200	188,400	202,900	219,400	236,600	253,900	321,900
	3	133,400	190,100	204,800	221,200	238,400	255,700	324,300
	4	134,500	191,800	206,600	223,000	240,200	257,500	326,600
	5	135,600	193,700	208,300	224,800	242,000	259,400	328,900
	6	136,700	195,600	210,200	226,600	243,900	261,300	331,300
	7	137,900	197,500	212,100	228,400	245,700	263,200	333,700
	8	139,000	199,300	213,900	230,200	247,500	265,200	336,000
	9	140,100	201,000	215,600	232,000	249,300	267,200	338,300
	10	141,200	202,900	217,500	233,900	251,100	269,300	340,800
	11	142,300	204,800	219,400	235,700	252,900	271,400	343,300
	12	143,400	206,600	221,200	237,500	254,800	273,500	345,600
	13	144,500	208,300	222,900	239,300	256,600	275,600	347,900
	14	145,900	210,200	224,800	241,100	258,600	277,900	350,400
	15	147,200	212,100	226,700	242,900	260,600	280,200	352,900
	16	148,500	213,900	228,500	244,800	262,600	282,500	355,200
	17	149,800	215,600	230,200	246,600	264,600	284,600	357,500
	18	151,300	217,500	232,100	248,500	266,600	286,900	360,000
	19	152,800	219,400	234,000	250,300	268,600	289,200	362,300
	20	154,400	221,200	235,800	252,200	270,600	291,500	364,600
	21	155,700	222,900	237,500	254,000	272,600	293,600	366,900
	22	157,200	224,800	239,400	256,000	274,700	295,900	369,400
	23	158,700	226,700	241,200	258,000	276,700	298,200	371,700
	24	160,200	228,500	243,100	260,000	278,800	300,500	374,000
	25	161,600	230,200	244,900	261,900	280,900	302,600	376,300

2 6	164,300	232,100	246,800	264,000	283,000	304,900	378,800
2 7	166,900	234,000	248,600	266,000	285,000	307,200	381,300
2 8	169,500	235,800	250,400	268,100	287,100	309,500	383,800
2 9	172,200	237,500	252,200	270,200	289,200	311,600	386,400
3 0	173,900	239,400	254,200	272,300	291,500	313,900	389,100
3 1	175,600	241,200	256,200	274,400	293,800	316,200	391,800
3 2	177,300	243,100	258,200	276,500	296,100	318,500	394,500
3 3	178,800	244,900	260,100	278,600	298,200	320,600	397,100
3 4	180,600	246,800	262,000	280,700	300,500	322,900	399,400
3 5	182,400	248,600	263,900	282,800	302,800	325,200	401,700
3 6	184,200	250,400	265,700	284,900	305,100	327,500	404,100
3 7	185,800	252,200	267,700	287,000	307,300	329,800	406,000
3 8	187,600	254,200	269,600	289,100	309,600	331,900	408,000
3 9	189,400	256,200	271,500	291,200	311,900	334,100	409,900
4 0	191,200	258,200	273,400	293,300	314,200	336,300	411,800
4 1	192,800	260,100	275,300	295,400	316,400	338,600	413,700
4 2	194,600	262,000	277,200	297,500	318,600	340,800	415,500
4 3	196,400	263,900	279,100	299,600	320,800	343,000	417,400
4 4	198,200	265,700	281,000	301,700	323,000	345,200	419,400
4 5	200,000	267,700	282,700	303,800	325,200	347,200	421,300
4 6	201,800	269,600	284,600	305,900	327,300	349,300	422,800
4 7	203,600	271,500	286,500	308,000	329,400	351,400	424,400
4 8	205,400	273,400	288,400	310,100	331,400	353,500	426,000
4 9	207,000	275,300	290,100	312,100	333,500	355,500	427,600
5 0	208,900	277,200	291,900	314,200	335,600	357,500	428,900
5 1	210,800	279,100	293,700	316,300	337,700	359,500	430,200
5 2	212,700	281,000	295,500	318,400	339,800	361,400	431,500
5 3	214,600	282,700	297,400	320,400	341,500	363,500	432,700
5 4	216,500	284,600	299,100	322,500	343,500	365,400	434,000
5 5	218,400	286,500	300,800	324,600	345,500	367,400	435,300

5 6	220, 300	288, 400	302, 500	326, 700	347, 500	369, 400	436, 500
5 7	222, 000	290, 100	304, 200	328, 400	349, 400	371, 500	437, 800
5 8	223, 900	291, 900	305, 900	330, 400	351, 300	373, 500	438, 700
5 9	225, 800	293, 700	307, 600	332, 500	353, 200	375, 500	439, 600
6 0	227, 700	295, 500	309, 300	334, 600	355, 100	377, 500	440, 500
6 1	229, 300	297, 400	310, 600	336, 500	357, 000	379, 100	441, 100
6 2	231, 100	299, 100	312, 200	338, 500	358, 800	380, 900	441, 900
6 3	232, 800	300, 800	313, 800	340, 500	360, 600	382, 700	442, 600
6 4	234, 600	302, 500	315, 400	342, 500	362, 300	384, 400	443, 400
6 5	236, 100	304, 200	317, 100	344, 400	363, 800	386, 200	444, 200
6 6	237, 600	305, 900	318, 700	346, 300	365, 100	387, 600	445, 000
6 7	239, 100	307, 600	320, 300	348, 200	366, 500	389, 200	445, 800
6 8	240, 600	309, 300	321, 900	350, 100	367, 900	390, 800	446, 600
6 9	242, 100	310, 600	323, 400	351, 600	369, 400	392, 400	447, 200
7 0	243, 600	312, 200	324, 600	353, 100	370, 300	393, 600	448, 000
7 1	245, 100	313, 800	325, 800	354, 600	371, 400	394, 800	448, 800
7 2	246, 700	315, 400	327, 000	356, 100	372, 500	396, 000	449, 600
7 3	248, 000	317, 100	327, 800	357, 800	373, 400	397, 100	450, 200
7 4	249, 600	318, 500	328, 700	358, 700	374, 300	398, 300	451, 000
7 5	251, 200	319, 900	329, 500	359, 900	375, 200	399, 500	451, 800
7 6	252, 800	321, 300	330, 300	360, 900	376, 100	400, 700	452, 600
7 7	254, 200	322, 300	331, 200	361, 800	377, 100	401, 400	453, 200
7 8	255, 600	323, 300	331, 700	362, 900	377, 900	402, 100	454, 000
7 9	257, 000	324, 200	332, 500	363, 900	378, 700	402, 800	454, 800
8 0	258, 400	325, 200	333, 300	365, 000	379, 500	403, 500	455, 600
8 1	259, 700	326, 100	334, 100	365, 900	380, 200	404, 200	456, 200
8 2	261, 100	326, 800	334, 800	366, 600	380, 900	404, 900	457, 000
8 3	262, 500	327, 500	335, 500	367, 300	381, 600	405, 600	457, 800
8 4	263, 900	328, 200	336, 200	368, 000	382, 300	406, 300	458, 600
8 5	265, 200	328, 700	336, 700	368, 500	382, 900	407, 100	459, 200

8 6	266, 400	329, 200	337, 300	369, 100	383, 500	407, 800	460, 000
8 7	267, 700	329, 700	337, 900	369, 800	384, 200	408, 500	460, 800
8 8	269, 000	330, 200	338, 500	370, 500	384, 900	409, 200	461, 600
8 9	270, 100	330, 800	338, 800	370, 900	385, 400	409, 800	462, 200
9 0	271, 400	331, 300	339, 300	371, 600	386, 100	410, 500	463, 000
9 1	272, 700	331, 800	339, 800	372, 300	386, 800	411, 200	463, 800
9 2	274, 000	332, 300	340, 300	373, 000	387, 500	411, 900	464, 600
9 3	275, 200	332, 600	340, 700	373, 500	388, 000	412, 500	465, 200
9 4	276, 300	333, 100	341, 200	374, 200	388, 700	413, 200	466, 000
9 5	277, 400	333, 600	341, 700	374, 900	389, 400	413, 900	466, 800
9 6	278, 500	334, 100	342, 200	375, 600	390, 100	414, 600	467, 600
9 7	279, 700	334, 500	342, 700	376, 100	390, 500	414, 900	468, 200
9 8	280, 700	334, 900	343, 200	376, 800	391, 200	415, 500	469, 000
9 9	281, 700	335, 400	343, 700	377, 500	391, 900	416, 200	469, 800
1 0 0	282, 700	335, 900	344, 200	378, 200	392, 600	416, 900	470, 600
1 0 1	283, 500	336, 400	344, 600	378, 600	392, 900	417, 400	471, 200
1 0 2	284, 400	336, 900	345, 100	379, 200	393, 600	418, 100	472, 000
1 0 3	285, 300	337, 300	345, 600	379, 800	394, 300	418, 800	472, 800
1 0 4	286, 200	337, 700	346, 100	380, 400	395, 000	419, 500	473, 600
1 0 5	287, 200	338, 100	346, 300	380, 900	395, 400	420, 000	
1 0 6	288, 000	338, 500	346, 800	381, 500	396, 100	420, 700	
1 0 7	288, 800	338, 900	347, 300	382, 100	396, 800	421, 400	
1 0 8	289, 600	339, 400	347, 800	382, 700	397, 500	422, 100	
1 0 9		339, 900	347, 900	383, 300	398, 000	422, 600	
1 1 0		340, 300	348, 400	383, 900	398, 700	423, 300	
1 1 1		340, 700	348, 900	384, 500	399, 400	424, 000	
1 1 2		341, 200	349, 400	385, 100	400, 100	424, 700	
1 1 3		341, 700	349, 700	385, 800	400, 600	425, 200	
1 1 4		342, 100	350, 100	386, 400	401, 300	425, 900	
1 1 5		342, 500	350, 500	387, 000	402, 000	426, 600	

	1 1 6		342,900	350,900	387,600	402,700	427,300	
	1 1 7		343,300	351,400	388,300	403,200	427,800	
	1 1 8		343,700	351,800	388,900	403,900	428,500	
	1 1 9		344,200	352,200	389,500	404,600	429,200	
	1 2 0		344,600	352,600	390,100	405,300	429,900	
	1 2 1		345,000	353,100	390,800	405,800	430,400	
	1 2 2		345,400	353,500	391,400	406,500	431,100	
	1 2 3		345,800	353,900	392,000	407,200	431,800	
	1 2 4		346,200	354,200	392,600	407,900	432,500	
	1 2 5		346,700	354,700	393,300	408,400		
	1 2 6		347,100	355,100	393,900	409,100		
	1 2 7		347,500	355,500	394,500	409,800		
	1 2 8		347,900	355,900	395,100	410,500		
	1 2 9		348,400	356,400	395,800	411,000		
	1 3 0		348,800	356,800	396,400	411,700		
	1 3 1		349,200	357,200	397,000	412,400		
	1 3 2		349,600	357,600	397,600	413,100		
	1 3 3		350,100		398,300	413,600		
	1 3 4				398,900	414,300		
	1 3 5				399,500	415,000		
	1 3 6				400,100	415,700		
	1 3 7				400,800			
	1 3 8				401,400			
	1 3 9				402,000			
	1 4 0				402,600			
再任用職員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

(特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和37

年三田市条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表その他非常勤の職員の項中「38,500円」を「34,900円」に改める。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成19年三田市条例第25号)の一部を次のように改正する。

付則第6項各号列記以外の部分中「100分の99.67」を「100分の99.18」に改め、「相当する額」の次に「(付則第26項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)」を加える。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)

2 平成24年4月1日前に55歳に達した職員に対するこの条例第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例付則第26項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成24年4月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

(職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

3 職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和35年三田市条例第30号)の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

(一般職の職員の給与に関する条例付則第26項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え)

3 一般職の職員の給与に関する条例付則第26項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第16条の2第3項の規定の適用については、同項中「第18条」とあるのは、「付則第28項」とする。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

4 職員の育児休業等に関する条例(平成4年三田市条例第5号)の一部を次のように改正する。

付則に次の 1 項を加える。

(一般職の職員の給与に関する条例付則第 2 6 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え)

- 3 一般職の職員の給与に関する条例付則第 2 6 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第 1 8 条の規定の適用については、同条中「第 1 8 条」とあるのは、「付則第 2 8 項」とする。

(三田市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

- 5 三田市職員の修学部分休業に関する条例(平成 1 9 年三田市条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「給料の月額並びに地域手当、管理職手当及び初任給調整手当の月額の合計額に 1 2 を乗じ、その額を 1 週間の勤務時間に 5 2 を乗じて得た数から市長が定める数を控除したもので除して得た額を減額して給与を」を「同条例第 1 8 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同条中「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額」とあるのは、「給料の月額並びに地域手当、管理職手当及び初任給調整手当の月額」とする。

付則を付則第 1 項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、付則に次の 1 項を加える。

(一般職の職員の給与に関する条例付則第 2 6 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え)

- 2 一般職の職員の給与に関する条例付則第 2 6 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第 3 条の規定の適用については、同条中「第 1 8 条」とあるのは、「付則第 2 8 項」とする。